

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(役員)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 理事の任期は、2年とする。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命した学長の任期の末日以前でなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(副学長)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副学長の任期は、2年とする。ただし、副学長の任期の末日は、当該副学長を任命した学長の任期の末日以前でなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p><u>(本部長)</u></p> <p><u>第14条の2 本学に、本部長を置くことができる。</u></p> <p><u>2 本部長は、第15条に規定する職員をもって充てる。</u></p> <p><u>3 本部長の任期は、2年とする。ただし、本部長の任期の末日は、当該本部長を任命した学長の任期の末日以前でなければならない。</u></p>	<p>本則</p> <p>(役員)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 理事の任期は、2年<u>以内</u>とする。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命した学長の任期の末日以前でなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p><u>(特命理事)</u></p> <p><u>第12条の5 本学に、特命理事を置くことができる。</u></p> <p><u>2 特命理事は、第15条に規定する職員をもって充てる。</u></p> <p><u>3 その他特命理事について必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(副学長)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副学長の任期は、2年<u>以内</u>とする。ただし、副学長の任期の末日は、当該副学長を任命した学長の任期の末日以前でなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>ガバナンス体制の強化に伴う改正</p>

4 その他本部長について必要な事項は、別に定める。

(副理事)

第14条の3 (略)

(副理事)

第14条の2 (略)

附 則 (令和5年4月1日経教規則第1号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。